

(4) 参考1 従業者の常勤換算及び勤務形態について

【常勤換算の考え方】

常勤換算	
事業所の従業者の勤務延時間数／常勤の従業者が勤務すべき時間数	（＝週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を、常勤の従業者の員数に換算する方法。
○算出例：常勤の従業者が勤務すべき時間数＝週40時間の事業所において、	
→ ① 週40H勤務1名のみの事業所の場合 = $40H/40H = \text{常勤換算 } 1$	
→ ② 週40H勤務1名+週30H勤務1名（計2名）の事業所の場合 $= (40H+30H)/40H = \text{常勤換算 } 1.75$	

【就労形態（常勤・非常勤・専従・兼務）の考え方】

定義		該当例
常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（＝週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していること。	○常勤者週40H勤務の事業所で、週40H勤務の者。
非常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき時間数（＝週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していないこと。	○常勤者週40H勤務の事業所で、週20H勤務の者。
専従	「専らその職務に従事する」事業所の従業者（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。	○週40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービス業務のみ従事する場合。
兼務	事業所の従業者（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。	○週40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。

【就労形態のパターン】

専従		兼務
常勤専従	常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。	常勤兼務 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。
常勤	○例：常勤者週40H勤務の事業所で、週40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。	○例：常勤者週40H勤務の事業所で、週40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。
非常勤	非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。	非常勤兼務 非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。